

審 査 基 準

平成 2 0 年 3 月 1 7 日 作 成

法 令 名 : 警 備 業 法
根 拠 条 項 : 第 2 2 条 第 2 項
処 分 の 概 要 : 警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 資 格 者 証 の 交 付
原 権 者 (委 任 先) : 島 根 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め : 警 備 業 法 第 2 2 条 第 3 項、第 4 項、第 7 項、第 3 条 第 1 号 ~ 第 6 号 (警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 の 要 件) 警 備 業 法 施 行 規 則 第 4 2 条 (警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 資 格 者 証 の 交 付 の 申 請) 警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 及 び 機 械 警 備 業 務 管 理 者 に 係 る 講 習 等 に 関 す る 規 則 第 8 条 (公 安 委 員 会 の 認 定 基 準)
審 査 基 準 : 警 備 業 法 第 2 2 条 第 2 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 者 で あり、かつ、同 条 第 4 項 各 号 の い ず れ に も 該 当 し な い 者 で あり と き は、警 備 業 務 の 区 分 ご と に 資 格 者 証 を 交 付 す る。 こ の うち、同 条 第 2 項 第 2 号 の 認 定 の 基 準 は、警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 及 び 機 械 警 備 業 務 管 理 者 に 係 る 講 習 等 に 関 す る 規 則 第 8 条 に 規 定 さ れ て い る が、同 条 第 1 号 の「当 該 警 備 業 務 の 区 分 に 係 る 警 備 員 の 指 導 及 び 教 育 に つ い て 十 分 な 能 力 を 有 す る」とは、実 際 に 当 該 警 備 業 務 の 区 分 に 係 る 警 備 業 務 に 関 し、警 備 員 を 指 導、教 育 し た 経 験 が 相 当 に あり、かつ、警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 と し て ふ さ わ し い 人 格 識 見 が あり と 等 を い う。
標 準 処 理 期 間 : 3 0 日 以 内
申 請 先 : 申 請 者 の 住 所 地 を 管 轄 す る 警 察 署 の 生 活 安 全 課 ま た は 生 活 安 全 刑 事 課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島 根 県 警 察 本 部 生 活 安 全 企 画 課 (0852-26-0110 内 線 3492)
備 考 :